

尼崎市消費者行政対策協議会要綱

(設置)

第1条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進について協議するため、尼崎市消費者行政対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 関係業界を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要のつど会長が召集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務局において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される協議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(旧要綱の廃止)

3 尼崎市消費者行政対策協議会要綱（昭和42年10月1日）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。